

## 「屋外広告物等の返還の御案内」

本市では、屋外広告物法（以下「法」といいます。）に基づいて除却したはり札、のぼり、立て看板等の屋外広告物及びその掲出物件（以下「屋外広告物等」といいます。）を法の規定に基づいて伏見区内の保管場所で保管しています。（はり紙については、除却後すぐに廃棄しており保管は致しておりません。）

また、屋外広告物等を除却した日、場所、保管を始めた日及び保管場所を、市役所及び区役所の掲示場に2週間程度掲示しています。

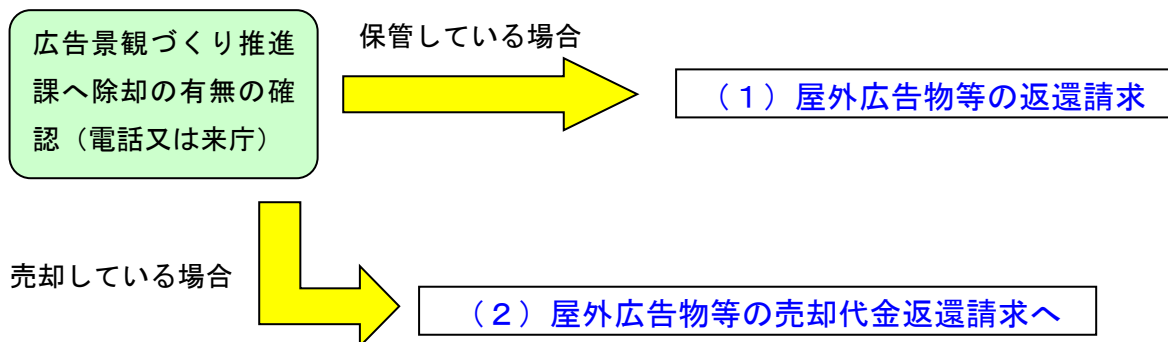
除却した屋外広告物等の返還を申請される場合は、次に示す保管期間内に返還の申請を行ってください。この期間を過ぎますと、本市において売却することがあります。この場合には売却代金の請求をすることができます。（ただし、価値が低いものについては売却せず廃棄することがあります。この場合は売却代金の請求をすることができません。）

公示日（掲示場に掲示した日）からの最低保管期間は次のとおりです。

| 屋外広告物等の区分        | 保管期間 | 該当する屋外広告物等の例             |
|------------------|------|--------------------------|
| 簡易除却により除却した屋外広告物 | 2日   | はり札、のぼり、立て看板             |
| 特に貴重なもの          | 3箇月  | LED式のスタンド（大型）            |
| その他のもの           | 2週間  | のぼりの土台、パンフレットラック、広告付きベンチ |

※ 公示日から6箇月を経過すると、屋外広告物等又は屋外広告物等を売却した代金は本市に所有権が帰属し、屋外広告物等及び売却代金の返還はできなくなります。

### 屋外広告物等の返還手順



※ 売却見込価格が低い等の理由で、既に廃棄している場合は、屋外広告物等及び売却代金の返還はできません。

## (1) 屋外広告物等の返還請求

除却, 保管の有無の確認 (電話又は来庁)



- ・ 保管すれば, 市役所及び区役所の掲示場に掲示します。
- ・ 掲示までにある程度の日数を要しますので, 御不明の場合は直接広告景観づくり推進課までお問い合わせください。

(電話 222-4138 広告物適正化担当)

屋外広告物等返還請求書兼受領書 (第9号様式) の提出 (郵送可)



- ・ 郵送の場合は記載内容の照会をする場合があります。
- ・ 屋外広告物等の意匠, 特徴は具体的に記載してください。

屋外広告物等の返還 (伏見区内の保管場所で返還します。)

- ・ 返還時間は広告景観づくり推進課から連絡します。
- ・ 受領者の印鑑を御持参ください。
- ・ 申請者以外の方が受領されるときは, 委任状を御持参ください。このときは, 受任者の印鑑を忘れずに持参してください。
- ・ 返還する屋外広告物等の搬送手段 (トラックなど) は必ず用意しておいてください。

その他の事項

- ・ 違反広告物を表示しない旨の誓約書を提出していただく場合があります。
- ・ 屋外広告物法第8条第6項の規定に基づいて, 除却及び保管等に要した費用を請求することがあります。

## (2) 屋外広告物等の売却代金返還請求

除却, 売却の有無の確認 (電話又は来庁)



- ・ 保管すれば, 市役所及び区役所の掲示場に掲示します。
- ・ 要保管日数を経過すれば売却することがあります。
- ・ 掲示までにある程度の日数を要しますので, 御不明の場合は直接広告景観づくり推進課までお問い合わせください。

(電話 222-4138 広告物適正化担当)

屋外広告物等売却代金返還請求書 (第10号様式) の提出 (来庁)



- ・ 郵送の場合は記載内容の照会をする場合があります。
- ・ 屋外広告物等の意匠, 特徴は具体的に記載してください。
- ・ 別に還付命令書等の提出が必要です。(申請書提出時に説明します。)

屋外広告物等の売却代金の返還 (振込又は窓口払)

その他の事項

- ・ 違反広告物を表示しない旨の誓約書を提出していただく場合があります。
- ・ 屋外広告物法第8条第6項の規定に基づいて, 除却, 保管及び売却等に要した費用を請求することがあります。